

高齢者虐待防止法による定義（第2条）

■高齢者とは

- ① 65歳以上の者
- ② 65歳未満の者であるが、養介護施設に入所し、その他の養介護施設を利用しないで、養介護施設従事者等による高齢者虐待

高齢者虐待防止法について

■高齢者虐待とは

- ① 養護者による高齢者虐待
- ② 養介護施設従事者等による高齢者虐待

■養護者・養介護施設従事者等とは

- ① 養護者
(*高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等以外の者)
- ② 養介護施設従事者等
(*老人福祉法・介護保険法に定める「養介護施設」「養介護事業」の業務に從事する者)

3

高齢者虐待防止法の目的（第1条）

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援に関する法律」

平成30年度
和歌山県長寿社会課
介護サービス指導室

高齢者虐待防止法の目的（第1条）

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援に関する法律」

- ① 「高齢者の尊厳の保持」を大きな理念とする
- ② 「尊厳の保持」を妨げる高齢者虐待の防止が極めて重要
- ③ そのための必要な措置を定める



高齢者の権利利益を守る！

高齢者虐待防止法に定める 「養介護施設従事者等」の範囲（第20条）

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	老人福祉施設 有料老人ホーム（有料若人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅も対象）	老人居宅生活事業	「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に從事する者
介護保険法による規定	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 介護医療院 地域密着型介護老人福祉施設 地域包括支援センター	居宅サービス事業 地域密着型サービス事業 居宅介護支援事業 介護予防サービス事業 介護予防型介護予防サービス事業	「養介護施設従事者等」

※業務に從事する者には、直接介護サービスを提供しない者（施設長、事務職員等）や、介護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含みます。

2

4

高齢者虐待の種別

- 身体的虐待
- 介護・世話の放棄・放任
(ネグレクト)
- 心理的虐待
- 性的虐待
- 経済的虐待

身体的虐待とは？

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

(例)

- ① 暴力的行為※
 - ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。
 - ・ぶつかって転ばせる。
 - ・刃物や器物で外傷を与える。
 - ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。
 - ・本人に向けて物を投げつけする。など
- ② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為
 - ・医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられても、身体的苦痛や脳状態悪化を招く行為を強要する。
 - ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。
 - ・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。
 - ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。など
- ③ 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制

身体拘束に対する考え方

介護・保険施設等では利用者本人や他の利用者等の生命や身体を保護するために「緊急やむを得ない」場合を除いて、**身体拘束その他**の行動制限は原則禁止（指定基準等による）

身体拘束することで…

- 身体的弊害
 - ・関節の拘縮、筋力低下やじよく創の発生
 - ・食欲低下、心肺機能や感染症への抵抗力の低下
 - ・拘束により無理な立ち上がりによる転倒事故
- 精神的弊害
 - ・屈辱等の精神的な苦痛からくる人間としての人権侵害
 - ・認知症の進行、せん妄の頻発
 - ・家族の精神的苦痛、罪悪感
- 社会的弊害
 - ・施設に対する社会的偏見

5

身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

- ① 徒歩しないように、車イスやイス、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを檻で囲む
- ④ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを制限するミシン型の手袋等をつける
- ⑥ 車イスやイスからずり落ちたり立ち上がりしたりしないよう、Y字型抑制帯や腰ベルト、車イステーブルをつける
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようなイスを使用する
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ⑪ 自分の意思で開けることができない居室等に隔離する

出典：「身体拘束ゼロへの手引」平成13年：厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」

緊急やむを得ない場合は・・・

- 切迫性
利用者本人または他の利用者等の生命または身體が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- 非代替性
身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- 一時性
身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること
- 以上の3つ全てを満たしていることが必要
「緊急やむを得ない場合」でない身体拘束は高齢者虐待⁹
に該当する。

身体的拘束等の適正化を図るための措置 (平成30年度施行)

- 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
- 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するなどもに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
- 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
- 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること

11

緊急やむを得ない場合の手続き

- 「緊急やむを得ない場合」の判断は、個人で行うのではなく施設全体として判断することが必要
- 本人や家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、期間等を十分に説明し同意を求めることがある
- 「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除すること
- 身体拘束の態様及び時間、心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を記録しなければならない

10

介護・世話の放棄・放任とは？ (ネグレクト)

- 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

- (例)
①必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させること
・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や汚れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。
・褥瘡(床ずれ)ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。
・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。
・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。
・健康状態の悪化をきたすような環境(暑すぎる、寒すぎる等)に長時間置かせる。
・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。など

12

(介護・世話の放棄・放任の例) 続き

- ② 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠つたり、医学的診断を無視した行為
・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。
・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。など
- ③ 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為
・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。
・必要なめがね、義歯、補聴器等があつても使用させない。など
- ④ 高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置
・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。
- ⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること

13

心理的虐待とは？

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(例)

- ① 威嚇的な発言、態度
・怒鳴る、罵る。
・「ここ」(施設・居宅)にいられなくしてやる」「追い出しそう」などと言ひ脅す。など
- ② 悪毒的な発言、態度
・排せつ失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。
・日常的にからかたり、「死ね」「汚い」などと罵る。
・排せつ介助の際、「臭い」「汚い」などと罵る。
・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。など

(心理的虐待の例) 続き

- ③ 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度
・「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う。
・他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。
・話しかけ、ナースコール等を無視する。
・高齢者が大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。
・高齢者がしたくてもできないことを当つけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。など
- ④ 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為
・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。
・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。など

15

(心理的虐待の例) 続き

- ⑤ 理的に高齢者を不當に孤立させる行為
・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。
・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。
・面会者が訪問しても、本人の意思や状態を無視して面会させない。など
- ⑥ 理的に高齢者を不當に孤立させる行為
・車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。
・自分の信仰している宗教に入するよう強制する。
・入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。
・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。
・浴室脱衣所で、異性の利用者と一緒に着替えさせたりする。など

14

16

性的虐待とは？

高齢者にわいせつな行為をすること、又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

- (例)
○本人との間で合意が形成されない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要

- ・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。
- ・性的な話しを強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。
- ・わいせつな映像や写真をみせる。
- ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを見せる。
- ・排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のまま放置する。
- ・人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。など

17

経済的虐待とは？

本人の合意なしに財産や金銭を使用したり、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限したりすること。

- (例)
○本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること

- ・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。
- ・金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おりつけ渡さない）。
- ・立場を利用して、「お金を貰してほしい」と頼み、借りる。
- ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さないなど

18

通報の義務

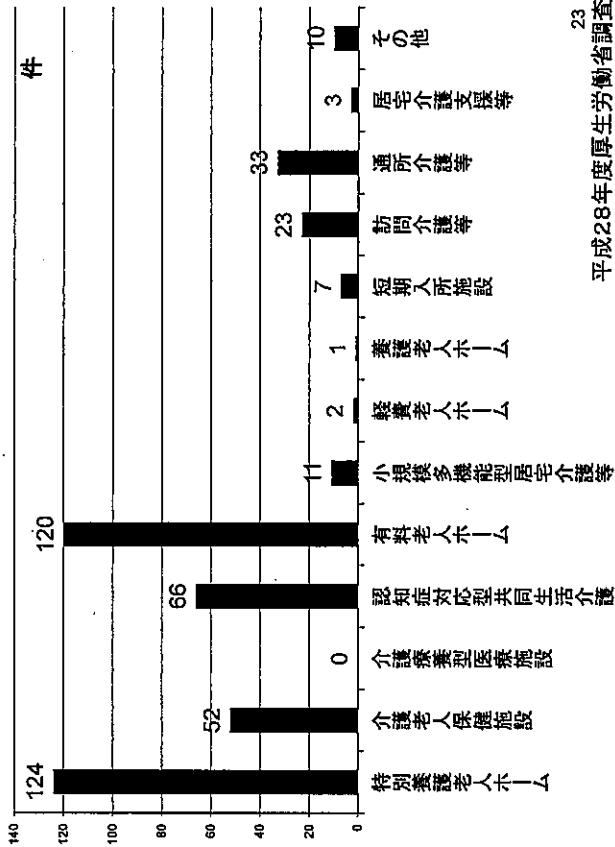
発見者	虐待発生の場所	虐待の状況	市町村への通報義務
虐待を発見した者	家庭など養護者が行なっている場	高齢者の生命・身体に重大な危険が生じている場合	通報しなければならない（義務）
養介護施設従事者等	養介護施設、養介護事業	上記以外の状態	通報するよう努めなくてはならない（努力義務）
養介護施設従事者等	自身が從事する養介護施設、養介護事業	虐待の程度にかかる	通報しなければならない（義務）

19

20

養介護施設等従事者等による高齢者虐待

虐待の事実が認められた事例の施設・事業所の種別



守秘義務との関係

○通報を行うことは、守秘義務には妨げられない
 ※「虚偽」（虐待の事実がないのに嘘の通報等を行う）や
 過失（一般の人から見て虐待があつたと「思った」ことに合理性がない）を除く
 （法第21条第6項）

不利益取扱いの禁止

○通報したことによる不利益な扱い（解雇、降格、減給など）は禁止（虚偽・過失は除く）
 （法第21条第7項）

21

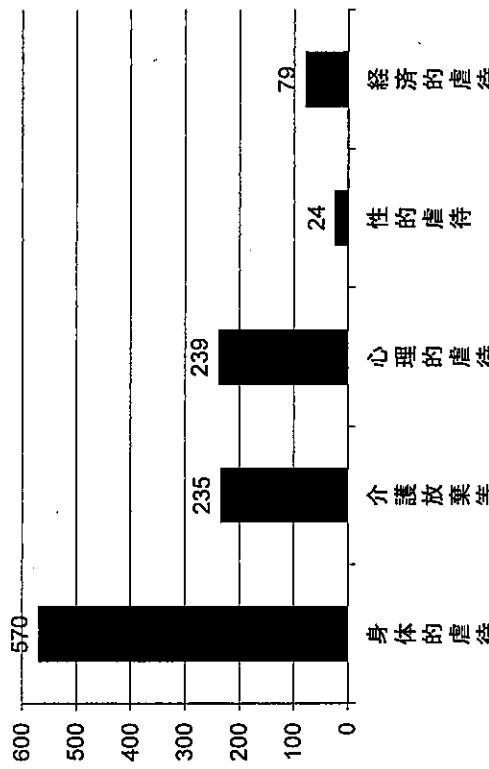
和歌山県における養介護施設従事者等による高齢者虐待について

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	年度
相談通報件数	4	8	4	6	9	9	11	18	18	27	
うち虐待を受けたこと 判断された件数	1	1	1	0	2	2	1	4	4	3	
被虐待者数	6	3	1	0	15	9	1	5	51	3	

○虐待があつた施設等の種類

- 平成20年度：介護老人福祉施設：介護職員
- 平成21年度：介護老人保健施設：介護職員
- 平成23年度：通所介護：介護職員、看護職員
- 平成24年度：特別養護老人ホーム、認知症対応型共同生活介護：介護職員
- 平成25年度：特別養護老人ホーム：介護職員
- 平成26年度：特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護：介護職員、管理職
- 有料老人ホーム：介護職員、管理職
- 平成27年度：特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護：介護職員、経営者
- 平成28年度：特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム：介護職員、管理職

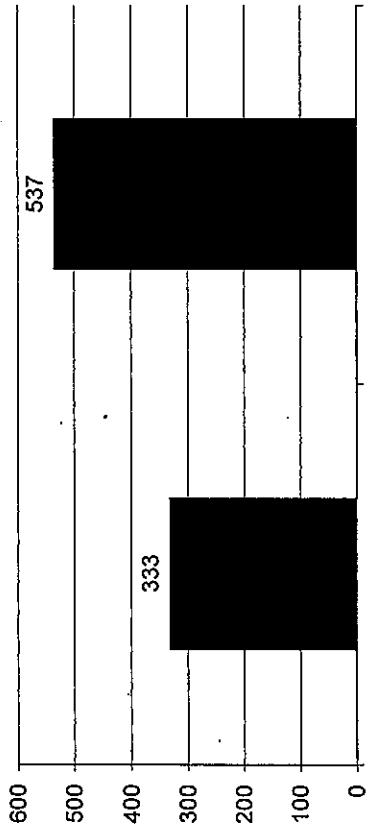
養介護施設従事者等による高齢者虐待の種別



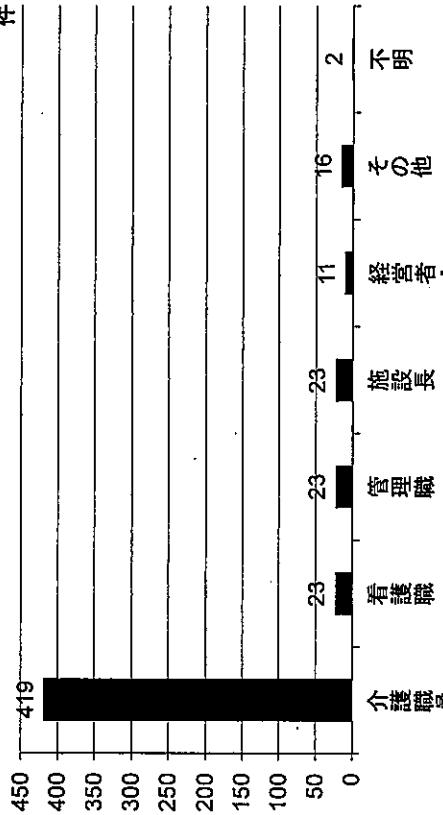
※1人の被虐待高齢者に対し複数の種別がある場合、それぞれの該当項目に累積して計上されるため、合計人数は被虐待高齢者の総数870人と一緒にない。

平成28年度厚生労働省調査より
24

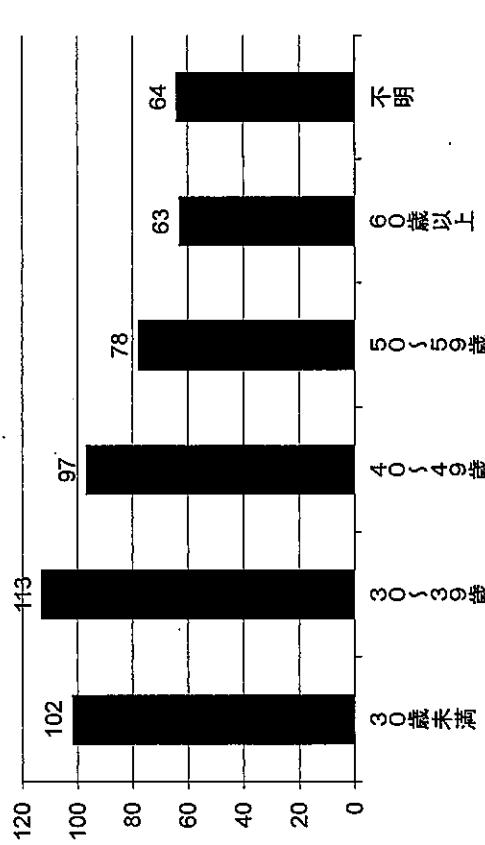
身体的虐待に該当する身体拘束の有無



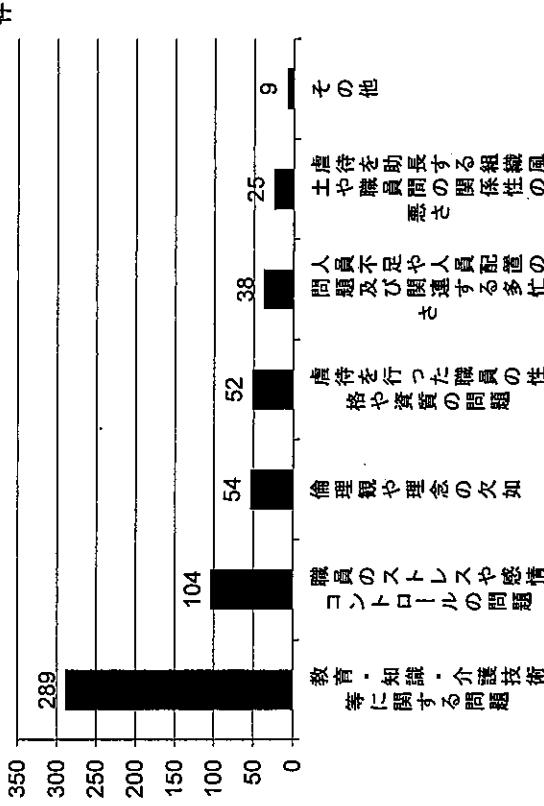
虐待を行った看護介護施設従事者の職種



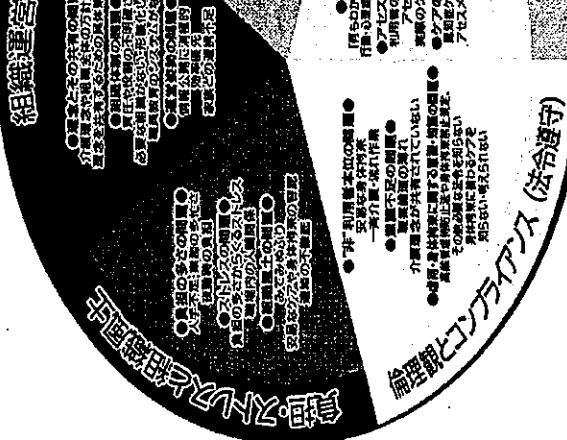
虐待を行った看護介護施設従事者の年齢



虐待の発生要因



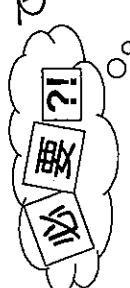
養介護施設従事者等による高齢者虐待の背景要因



出典「介護現場のための高齢者虐待防止教育システム」(認知症介護研究・研修仙台センター)

「高齢者虐待」を考えるための視点①

では、定義にあてはまらない場合は、
対応する必要はどうでしょうか？



利用者が同じことを繰り返し訴えたり、「お口開けて答える。」

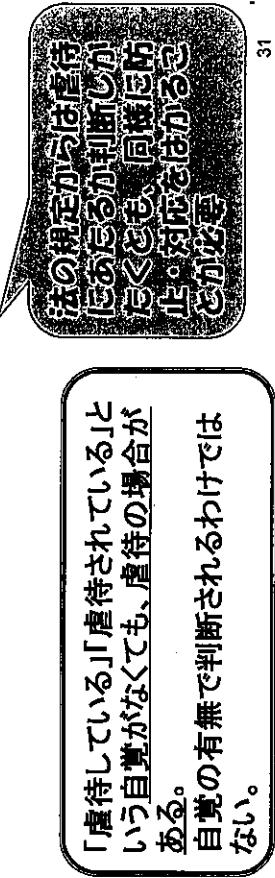
一育介護のスケジュールがあるからといった理由で、利用者の臥床、離床等を半強制的に行つ。

自力で食事取が可能でない時間帯に利用者が利用のため職員が手助けします。

利用者が口頭で同意の入合を促したが拒否された後は誘うことで、1ヶ月ほど経過している。

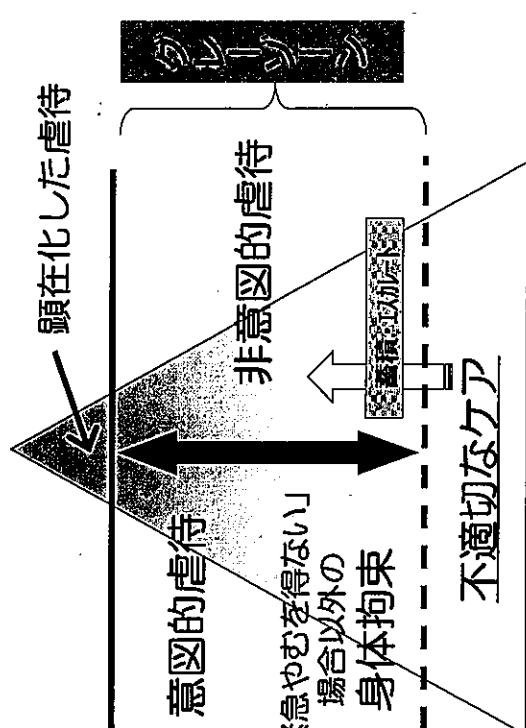
「高齢者虐待」を考えるための視点②

- × 法律の定義にあてはまらない場合、対応は必要ない
- ◎ 「高齢者が他者から不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命・健常生活が損なわれるような状態におかれること」



31

「不適切なケア」を底辺とする「高齢者虐待」の図



30

「介護現場のための高齢者虐待防止教育システム」(認知症介護研究・研修仙台センター)より抜粋

養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止

(高齢者虐待防止法第20条)

研修の実施、苦情処理体制の整備、その他防止のための措置を講ずることが求められる。

1) 管理職・職員の研修、資質向上

① 各施設内で職員への法制度、介護技術、認知症への理解を深めたるための研修

② 職員のストレス対策（メンタルヘルスに配慮した職員面談、怒りの感情のコントロール等を含むストレスマネジメントに関する研修）

③ 虐待事案が発生した場合の迅速な報告体制の整備
(施設等にとってマイナスと思われる事案が発生した場合、上司等からの叱責を従事者等が恐れて隠蔽するのではなく、迅速に報告がなされるよううな風通しの良い組織づくり等)

*管理職を中心となって、組織全体としての意識醸成、取組の推進が重要

33

2) 情報公開

養介護施設等に第三者である外部の目（地域住民等との積極的な交流等）を入れることが有効

3) 苦情処理体制

・施設長等の責任の下、運用されているかどうか適切に把握
・サービスの質を向上させたため、利用者等に継続して相談窓口の周知を図り、苦情処理のための取組を効果的なものとしていくことも大切

4) 組織的運営の改善

・研修、苦情處理及内部監査を含めた業務管理体制を自主的に点検し、必要に応じて体制を見直し、運用を改善する必要がある。
・「ヒヤリハット報告書」を活用し、組織内リスク要因の洗い出しに努めることが有効です。

・事故やヒヤリハットを個人の責任としない組織風土を作り、認知症高齢者等への対応で苦慮している養介護施設従事者等に対し、ケア能力や対応スキルが低いという指摘だけで終わることなく、ねぎらいの言葉をかける教育・指導方法も検討

高齢者虐待防止のために

- 施設従事者のための自己チェックリスト
- 管理者・経営者のための自己チェックリスト

県長寿社会課ホームページ内に掲載

(解説あり)

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040300/kourei/syagyakutai/gyakutaicheck.html>

35



34

36

高齢者虐待防止に向けた

施設従事者のための自己チェックリスト

このチェックリストは、施設従事者のためのチェックリストです。その文書が正しいと考える場合はYESに、正しくないと答えた場合には、NOにチェックをしてみてください。

- YES NO
 1. 自分が働く施設では高齢者虐待は起ころうはずがない
 2. 良心的な施設従事者は虐待行為を行ふことはない
 3. 虐待は違法行為であり、許されないとある
 4. 虐待は基本的人権の侵害である
 5. 虐待は身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待、放置・放任がある
 6. 施設内虐待は施設が専門化していると感じ易い傾向がある
 7. 言葉の暴力は心理的虐待に該当する
 8. 暴力は身体的虐待にあるが、身体拘束は身体的虐待にあたらぬ
 9. 向精神薬などで強く精神作用を抑えることは身体的虐待に該当しうる
 10. 利用者に卑猥な言葉をかけることは性的虐待に該当する
 11. 健部を露出したまま長時間放置することは性的虐待に該当する
 12. 虐待は被虐者の生命に関わることがある
 13. 施設従事者による利用者の放任も虐待にあたる
 14. すべての人は虐待を行うかもしれないリスクをもっている
 15. 利用者を暴力などで制止することばやひを得ないにひがある
 16. 拘束は安全のために行う場合には虐待にあたらない
 17. 施設従事者による経済的虐待といいうものはは存在しない
 18. 利用者の年金を家族が自分の生活費に流用することは虐待にあたることがある
 19. 認知症の利用者の行動が不合理であれば拘束は許される
 20. 施設従事者が、自分では知らないうちに利用者に虐待行為を行ふことがある
 21. 介護に関する技術や経験が未熟だと利用者への虐待につながりやすい
 22. ストレスや疲労が重なると誰でも虐待行為に及んでもおかしくない
 23. 自分や他従事者の介護の仕方に疑問を感じることがある
 24. 虐待ではないが、不適切なケアがあると思う
 25. 利用者がむせせたら、すぐにミキサー食にするか、どろみをつける必要がある
 26. 利用者に親しみをこめて、「ちゃん」で呼んだり愛称で呼ぶにどこがよくある
 27. トイレで対応できると思われる利用者にオムツ対応をすることがある
 28. オムツ交換は決められた定時にえば十分である
 29. ナースコールが頻回な場合、ナースコールを制したり止めたりすることがある
 30. 認知症が進行した人は、反応が乏しいので、「声かけ」をしなくてよい
 31. 粉糞がなかなか飲めない利用者は、基本的に、ご飯にふりかけ食べさせている
 32. 不適切な対応だとわかつても、せざるを得ない状況がある

- YES NO
 33. 施設内で「虐待防止に関するマニュアル」を使用している
 34. 虐待防止マニュアルがあれば虐待は起らなくなる
 35. 施設内で「接遇に関するマニュアル」を使用している
 36. 利用者や家族の苦情申し立てを積極的に受け入れている
 37. トラブルやミス（ニアミス）を積極的に報告するシステムがある
 38. 介護技術を磨く研修システムを利用して介護技能を向上させている
 39. 介護知識を磨く研修システムを利用して介護知識を向上させている
 40. 苦情に対応する第三者委員会が置かれて定期的に審議を行っている
 41. 従事者の働きやすさに関する改善に向けた施設としての取組みがある
 42. 施設従事者は自施設において虐待被害者を弁見したときには通報義務がある
 43. 虐待の事実を確認しながら、強く疑われる場合は通報するべきである
 44. 虐待は義務ではなく、良心に基づいて行うものである
 45. 虐待の通報は施設長が行うもので従事者が行うものではない
 46. 虐待の通報先を知っている
 47. 利用者とのトラブルが起についたときには上司に積極的に相談している
 48. 上司に意見をしたり、相談しにくい雰囲気がある
 49. 自分の施設ではパワー・ハラスメントは存在しない
 50. 自分の施設ではサービス業（営業手当をもらわないで行う職業）はない
 51. 利用者に対する虐待行為は上司の指示であっても行ってはならない
 52. 虐待は違法行為であり、加害者は被害者に損害賠償を請求されるにとかかる

高齢者虐待防止に向けた

管理者・経営者のための自己チェックリスト

このチェックリストは、管理者・経営者のためのチェックリストです。その文章が正しいと考える場合はYESに、正しくないと考えた場合には、NOにチェックをしてみてください。

- | Y | E | S | N | O |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| 1. | 2. | 3. | 4. | 5. |
| 6. | 7. | 8. | 9. | 10. |
| 11. | 12. | 13. | 14. | 15. |
| 16. | 17. | 18. | 19. | 20. |
| 21. | 22. | 23. | 24. | 25. |
| 26. | 27. | 28. | 29. | 30. |
| 31. | 32. | 33. | | |
- 1.自分が管理する施設では高齢者虐待は起こるはずがない
2.良心的な管理者・経営者がいれば施設虐待は起こらない
3.崇高な理念をもつと施設虐待は起こらない
4.虐待は違法行為であり、許されないとある
5.虐待は基本的人権の侵害である
6.五つの虐待の種類を知っている
7.施設内虐待は施設が専門化していると生じ易い傾向がある
8.言葉の暴力は身体的虐待にあたるが、身体拘束は身体的虐待にあたらない
9.暴力は身体的虐待にあたるが、身体拘束は身体的虐待にあたらない
10.向精神薬などで強く精神作用を抑制することも身体的虐待に該当する
11.利用者に卑猥な言葉をかけることは性的虐待に該当する
12.陰部を露出したまま長時間放置することは性的虐待に該当する
13.虐待は被害者の生命に関わることがある
14.施設従事者による利用者の放任も虐待にあたる
15.すべての人は虐待を行ふかもしないリスクをもっている
16.利用者を暴力などで制止することはやむを得ないことがある
17.拘束は安全のために行う場合には虐待にあたらない
18.施設従事者による経済的虐待といいうものは存在しない
19.利用者の年金を家族が自分の生活費に流用することは虐待にあたることがある
20.認知症の利用者の行動が不合理であれば拘束は許される
21.施設従事者が、自分では知らないうちに利用者に虐待行為を行ふことがある
22.介護に関する技術や経験が未だだと利用者への虐待につながりやすい
23.虐待には至らないが、不適切なケアがあると思う
24.利用者がむせたら、すぐにミキサー食にするが、痛みをつける必要がある
25.利用者に親しみをこめて、「ちゃん付」で呼んやり愛称で呼ぶにどこがよくある
26.トイレに対応できると思われる利用者にオムツ対応をすることがある
27.オムツ交換は決められた定時に言えば十分である
28.ナースコールが頻回な場合、ナースコールを放したり止めたりすることがある
29.認知症が進行した人は、反応が乏しいので、「声かけ」をしなくともよい
30.粉薬がなかなか飲めない利用者は、基本的に、ご飯にぶりかけ食べさせている
31.不適切な対応だとわかっていても、せざるを得ない場合がある
32.施設内で「虐待防止に関するマニュアル」を使用している
33.虐待防止マニュアルがあれば虐待は起らなくなる

- | Y | E | S | N | O |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| 34. | 35. | 36. | 37. | 38. |
| 39. | 40. | 41. | 42. | 43. |
| 44. | 45. | 46. | 47. | 48. |
| 49. | 50. | 51. | 52. | 53. |
| 54. | 55. | 56. | 57. | 58. |
| 59. | 60. | 61. | 62. | 63. |
| 64. | 65. | | | |
- 34.従事者の教育がしっかりとすれば施設内における虐待防止システムの整備を行う必要はない
35.施設内で「接遇に関するマニュアル」を使用している
36.利用者や家族の苦情申し立てを構造的に受け入れるシステムがある
37.施設内のトラブルやミス（ニアミス）を積極的に報告を受けるシステムがある
38.介護技術の巧拙と施設内虐待は関係がない
39.介護技術を磨く研修システムを利用して介護技能向上させている
40.介護知識を磨く研修システムを利用して介護知識向上させている
41.苦情に対応する第三者委員会が置かれて定期的に審議を行っている
42.ストレスや疲労が重なると誰でも虐待行為に及んでしまうおかしくない
43.施設従事者および管理者は、自施設において虐待被害者を発見したときには通報義務がある
44.虐待の事実を確認しながら、「施設虐待の疑いがある」と市町村に通報したり従事者を管理者の判断で解雇できる
45.「施設虐待の疑いがある」と市町村に通報したり従事者を管理者の判断で解雇できる
46.従事者の労働条件と施設内虐待は関係がない
47.従事者の研修システムと施設内虐待は関係がない
48.ボランティアなどの第三者が出入りすることと施設内虐待は関係がない
49.従事者の苦情をうまく管理者が聞き取ることは虐待を防ぐひとつの手法である
50.施設管理者には施設内での虐待を防止する義務がある
51.自分の施設はよく従事者が入れ替わり、非常勤の従事者が多く雇用しているが、虐待が生じる心配はない
52.夜勤帯の業務の内容を具体的に知っている
53.ケアについて感じた疑問を同僚や上司と話し合える職場環境である
54.忙しい時間帯ほど、管理者として現場の状況を把握している
55.虐待の通報は義務ではなく、良心に基づいて行うものである
56.虐待の通報は施設長が行うもので従事者が行うものではない
57.虐待の通報先を知っている
58.従事者に対し虐待発見筋、連絡先等の周知を行っている
59.部下に対するパワーハラスマントは存在しないとを考えている
60.利用者に対する虐待行為は上司の指示であっても行ってはならない
61.虐待は違法行為であり、加害者は被害者に損害賠償を請求されることがある
62.高齢者虐待防止法を認んだことがある
63.県は県内で生じた施設や事業所における虐待について情報を公開する
64.虐待防止に係る研修に参加したことがある
65.今回のチェックリストをやってみて、知らない用語が出てきた